



第21回

平成27年度
税制改正大綱が発表

今年の税制改正大綱が昨年末に発表されました。

(一) 改正の内容

法人実効税率を引下げ、企業の実質的な税負担を四千二百億円減らすのが、柱となっています。消費税は平成二十九年四月に一〇%への引上げを明記し、確実に実行されます。(新聞等でご確認ください)

今回の税制改正の特徴は「金融資産の多い富裕層、優良企業(黒字企業)を減税し、その財源については中小企業を除く赤字企業に課税(外形標準課税強化等)することで賄う」という勝者に優しく、敗者に厳しい税制改正になっています。

贈与税の非課税枠拡大は、国内への住宅投資が前提になってはいますが、とりあえずは「富裕層」が恩恵を受ける税制になります。

とはいえ、富裕層へのアプロ

イチも用意されています。

(2) 財産債務調書で国が財産把握
現行では所得金額が二千万円を超えると、全財産の明細を記入して財産債務明細書を確定申告書に添付し提出することになっています。しかし、罰則規定もないので、適当に記入して提出されているケースが多くあります。しかし、この度の改正でこの明細書は「財産債務調書」と名を変え「所得二千万円超」かつ「総資産三億円以上または有価証券等(国債株式等や匿名組合出資)だけで一億円以上」であれば、提出義務有りとなりました。

「財産債務調書」に記載が無かった場合等には、加算税等の負担が増加するなどの罰則規定が導入され、来年度から施行される予定です。

(3) 預貯金情報の効率的な利用
マイナンバーが今年十月から通知されますが、その番号を預金に記載できることになりました。今は任意ですが、いずれ強制されることになると考えられます。このことにより、財産が把握されることとなります。

詳しくは、セミナーで解説致します。是非ご参加ください。

(税理士 光廣 昌史)

《平成27年度税制改正項目の一部》

税制改正項目	概要	税制改正項目	概要
ジュニアNISAの創設とNISAの拡充	未成年者によるNISA口座の開設等(原則、平成28年1月1日以後に口座開設可)	法人税率の引下げ	本則税率が25.5%→23.9%に引下げ(平成27年4月1日以後開始事業年度)
ふるさと納税の改正	特例控除額の引き上げ(平成28年度分以後の個人住民税)とふるさと納税ワンストップ特例制度の創設(平成27年4月1日以後の寄附)	欠損金の繰越控除等の見直し	法人の控除限度額の引下げ(平成27年4月1日以後開始事業年度から二段階、繰越期間が10年(平成29年4月1日以後開始事業年度))
住宅取得等に係る措置の延長	住宅ローン控除等が平成31年6月30日まで延長	所得拡大促進税制の改正	平成28年4月1日以後開始事業年度につき、雇用者給与等支給増加割合の要件の見直し
国民健康保険税の改正	課税限度額及び減額の対象となる所得の基準の引上げ	外形標準課税の拡大	大法人につき、外形標準課税の拡大(二年かけて所得割と1:1)(平成27年4月1日以後開始事業年度)
住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し	非課税限度額の拡大(最大3,000万円)と適用期限が平成31年6月30日まで延長(平成27年1月1日以後の贈与)	買換え特例の改正	9号買換えから機械装置等を除外し、平成29年3月31日まで延長所定の買換えにつき、繰延べ割合の減額
結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設	子や孫の結婚・出産・育児等の資金の一括贈与に係る非課税措置が創設(平成27年4月1日以後)	生命保険金等に係る調書の改正	契約者変更等に係る事項の記載が必要(平成30年1月1日以後の契約者変更)
事業承継税制の改正	贈与税の納税猶予を受けた2代目から3代目に対する贈与税の納税猶予の要件緩和等	財産債務明細書の見直し	財産債務明細書を財産債務調書とし、記載内容が国外財産調書と同等(平成28年1月1日以後に提出すべき財産債務調書)
教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の改正	教育資金の範囲の拡大、領収書の提出に係る要件緩和(平成28年1月1日以後提出分)及び平成31年3月31日まで延長	番号利用法の制定等に伴う措置(預金情報に係る整備)	銀行などに対しマイナンバーによって検索できる状態で預貯金情報を管理する義務を負荷

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ
光廣税務会計事務所

〒730-0301 広島市中区寺町5番20号
TEL 082-294-5000 FAX 082-294-5007
お申込はこちらHPから
URL http://www.office-m.co.jp/



継続教育研修対象3単位 第114回 DEPSセミナー
テーマ『平成27年度 税制改正について』

昨年12月30日に税制改正大綱が発表され、法人課税においては法人税率の引き下げ、欠損金の繰越控除等の見直しなど、個人課税においては出国税の創設などが明記されました。その他の改正内容についてもポイントを整理しお伝えする予定ですので、皆さま奮ってご参加下さい。

- ◆日時 平成27年2月17日(火) 13:30~16:30 ◆参加費 2,000円(税込)(DEPS会員無料)
- ◆講師 税理士 光廣 昌史・税理士 中山 昌実(DEPSパートナー) ◆お問合せ 株式会社ファイナンシャルプランナーズ広島 DEPS事業部
- ◆会場 たちまちビュー空槽(12階) 広島市中区寺町5番20号 広島城南リバーサイドB.L.D TEL.082-296-5080